

三重県へ移住される方へ



移住支援金

最大 100万円

支給します。(単身は60万円)

主な支給要件 ※詳細はチラシ裏面をご覧ください。

移住元

東京23区の在住者 又は

東京圏在住で23区への通勤者

移住先

津市、四日市市、伊勢市、松阪市、桑名市、鈴鹿市、名張市、尾鷲市、亀山市、鳥羽市、熊野市、いなべ市、志摩市、伊賀市、東員町、多気町、明和町、大台町、玉城町、度会町、大紀町、南伊勢町、紀北町、御浜町、紀宝町 (三重県内29市町のうち、25市町)

就業先

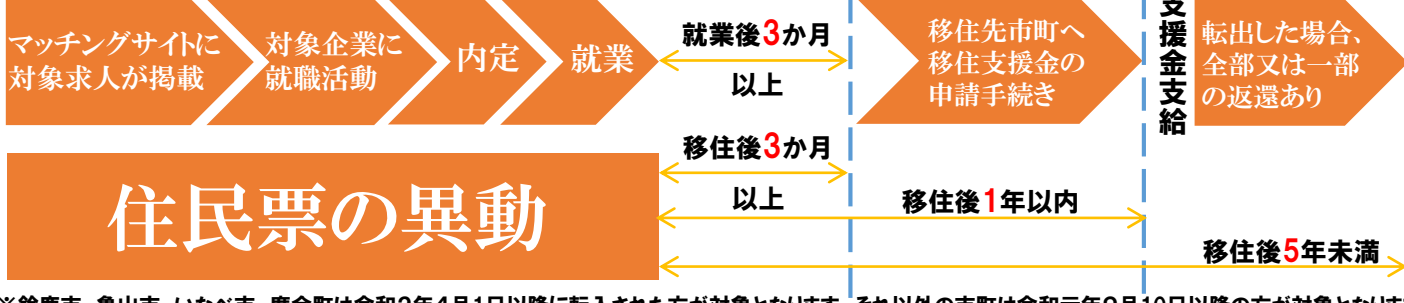
マッチングサイトに移住支援金の対象として掲載された求人に就業した方

 **みえの仕事マッチングサイト** で検索!



↑マッチングサイトへアクセスできます。

申請の流れ



※鈴鹿市、亀山市、いなべ市、度会町は令和2年4月1日以降に転入された方が対象となります。それ以外の市町は令和元年9月10日以降の方が対象となります。

主な申請要件

下記すべてに該当する方が対象となります。

令和2年4月1日から適用

移住元の要件 ※①②両方の要件を満たす必要があります。	① 住民票を移す直前の10年間のうち、通算して5年以上、東京23区に在住していた方 または 住民票を移す直前の10年間のうち、通算して5年以上、東京圏(東京都、埼玉県、神奈川県、千葉県)に在住し、東京23区に通勤していた方。 ② 住民票を移す直前に、連続して1年以上、東京23区内に在住していた方 または 住民票を移す直前に、連続して1年以上、東京圏に在住し、東京23区に通勤していた方。 (ただし、東京23区への通勤の期間については、住民票を移す3か月前までを当該1年の起算点とできます。) ※東京圏は条件不利地域を除く。雇用者としての通勤は、雇用保険の被保険者としての通勤に限る。 条件不利地域の詳細は「ええとこやんか三重」ホームページまたは 下記QRコード「移住支援金申請要件」でご確認ください。
移住先の要件	1 住民票を三重県内の実施市町(県内29市町のうち25市町)に移し、あわせて生活の本拠地を移すこと。 2 移住支援金の申請時において、転入後3か月以上1年以内であること。 3 転入先の実施市町に、移住支援金の申請日から5年以上、継続して居住する意思を有していること。
就業先の要件	1 勤務地が東京圏以外の地域に所在すること。 2 就業先が、都道府県が移住支援金の対象としてマッチングサイトに掲載している求人であること。 3 就業者にとって3親等以内の親族が代表者、取締役などの経営を担う職務を務めている法人でないこと。 4 週20時間以上の無期雇用契約に基づいて就業し、申請時において連続して3か月以上在職していること。 5 上記求人への応募日が、マッチングサイトに、移住支援金の対象求人として掲載された日以降であること。 6 当該法人に、移住支援金の申請日から5年以上、継続して勤務する意志を有していること。 7 転勤、出向、出張、研修等による勤務地の変更ではなく、新規雇用であること。
世帯に関する要件	○世帯向けの金額(100万円)を申請する場合 1 申請者を含む2人以上の世帯員が移住元で、同一世帯に属していたこと。 2 申請者を含む2人以上の世帯員が申請時に、同一世帯に属すること。 3 申請者を含む2人以上の世帯員がいずれも、支給申請時に転入後3か月以上、1年以内であること。 4 申請者を含む2人以上の世帯員がいずれも、暴力団等の反社会的勢力または反社会的勢力と関係を有するものでないこと。

お問合せ先

※その他の要件(日本人または、外国人であって、在留資格を有すること等)もあります。詳細は、お問い合わせください。
移住先の市町にお問合せください。なお、※がある市には別途支給要件があります。

市町・担当課	市町・担当課	市町・担当課	市町・担当課	市町・担当課
津市※ 商業振興労政課 059-229-3114	四日市市※ 観光交流課 059-354-8286	伊勢市 企画調整課 0596-21-5510	松阪市※ 地域づくり連携課 0598-32-2515	桑名市※ 商工課 0594-24-1199
鈴鹿市 住宅政策課 059-382-7616	名張市 地域活力創生室 0595-63-7782	尾鷲市 政策調整課 0597-23-8116	亀山市 都市整備課 0595-84-5770	鳥羽市 企画財政課 0599-25-1227
熊野市※ 市長公室 0597-89-4111 (内線313)	いなべ市 住宅課 0594-86-7809	志摩市 商工課 0599-44-0010	伊賀市 地域づくり推進課 0595-22-9680	東員町 政策課 0594-86-2811
多気町 企画調整課 0598-38-1124	明和町 まちづくり戦略課 0596-52-7112	大台町 企画課 0598-82-3782	玉城町 総務政策課 0596-58-8200	度会町 みらい安心課 0596-62-2423
大紀町 商工観光課 0598-86-2243	南伊勢町 まちづくり推進課 0599-66-1366	紀北町 企画課 0597-46-3113	御浜町 企画課 05979-3-0507	紀宝町 企画調整課 0735-33-0334

制度に関する
お問合せは

三重県庁 地域支援課
 059-224-2420
 chiiki@pref.mie.lg.jp

三重県への移住情報は

ええとこやんか三重



で検索！ええとこやんか三重HP 移住支援金申請要件